

○出席委員（7人）

林 健 太 委 員 長

梅田宏希副委員長

林 丸 美 委 員

大 西 洋 紀 委 員

千 住 啓 介 委 員

三 好 宏 委 員

佐 々 木 敏 委 員

○欠席委員

な し

○証人

明石市長 泉 房穂

○議事

(1) 証人尋問

① 泉明石市長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(2) 次回の委員会審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

午前10時6分 開会

○林健太委員長 ただいまから、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を開会いたします。

議事に入ります。

本日は、証人喚問を行うこととしております。

証人として、泉房穂市長に出頭いただいております。

泉証人におかれましては、お忙しい中、ご出席くださいます。誠にありがとうございます。本特別委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは証人尋問に入ります。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定により行うものですが、同条の規定において、証人の尋問に当たり、民事訴訟法の規定が準用されることとなっています。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係、または、その関係にあった者が刑事訴追を受ける、または、有罪判決を受ける事項に関するとき、また、これらのものの名誉を害すべき事項に関するときは、証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨を申し出ていただきますよう、お願いいたします。

もし、これらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなりますので、あらかじめ、ご承知いただきたいと思っております。

また、証人に証言を求める前に、証人には、宣誓を行っていただきますが、この宣誓につきましても、先ほど説明いたしました証言を拒む場合と同様の理由に該当する場合には、宣誓を拒むことができます。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以内の禁錮に処せられることとなっておりますので、あわせてご承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者を含め、場内におられる方は、全員ご起立ください。

[全員起立]

○泉証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和4年5月27日、泉房穂。

○林健太委員長 皆様、ご着席ください。

では、証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

[証人、宣誓書に署名、捺印]

○林健太委員長 これより証人に証言を求めます。

最初に、委員長から共通項目について尋問を行い、次に、各委員からの尋問を行うこととします。

証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、証人は、必要に応じてお使いください。

なお、委員及び証人は、それぞれ着席したまま尋問及び証言を行っていただいで結構です。

では、はじめに、人定尋問を行います。

あなたは、明石市長の泉房穂さんですか。

○泉証人 はい、そうです。

○林健太委員長 次に、住所、生年月日、職業につきましては、事前に記入していただきました確認事項のとおりで間違いございませんか。

○泉証人 はい、結構です。

○林健太委員長 それでは、私から主尋問を行います。

まず、徴税吏員の守秘義務について尋問いたします。地方税法における守秘義務について説明してください。

○泉証人 結論から言えば、明石市長は、当然、徴税吏員であります。当然です。

本件のいわゆる税務情報は秘密です。ですから形式的には地方税法22条違反に当たるかのような外観を呈しています。しかし実質的には、目的の公益性と態様の相当性で違法ではありません。

以上です。

○林健太委員長 地方税法における守秘義務と地方公務員法における守秘義務の違いを説明してください。

○泉証人 法律が違います。

○林健太委員長 明石市において地方税法に規定される徴税吏員に該当するものを全てお答えください。

○泉証人 すいません。分かりませんが、市長は入ります。

○林健太委員長 地方税の税額は、地方税法第22条に規定する秘密に該当しますか。

○泉証人 当然です。

○林健太委員長 次の尋問です。

市長ツイッターへの企業の課税情報掲載について。ツイッターに企業の課税情報を掲載した日はいつですか。

○泉証人 ツイートをしたのは、2月7日の月曜日だと記憶しています。

あ、間違えました。2月12日の土曜日ですね、すいません。2月7日に当該企業の方々とお会いして、その週末の土曜日の2月12日にツイートしたという記憶です。

○林健太委員長 掲載した企業の課税情報は、A社との面談に際し市民税課が作成した資料ですか。

○泉証人 もう一回、言ってもらえますか。

○林健太委員長 掲載した企業の課税情報は、A社との面談の際し市民税課が作成した資料のとおりですか。

○泉証人 それに先立つ12月24日の面談に際して20日の月曜日に依頼し、21日に手元にあったものを、12月24日の面談に加えて、2月7日にも、その資料に基づいて話をしました。その後、2月12日の私のツイートは、それをコピーしたものですので、手元にあった資料をコピーして、それを添付する形でツイートしました。

○林健太委員長 ツイッターの課税情報に関する投稿を削除した日はいつですか。

○泉証人 日にちまでは記憶ありませんが、10日後くらい、2月の12日にツイートして10日後くらいだろうというふうに理解しています。

○林健太委員長 次に移ります。

税情報の取扱いについて。個別の課税情報が漏えいすることによって市の税務事務全体にどのような影響が及ぶと考えていますか。

○泉証人 税務情報の取扱いは慎重を要するテーマですから、それはしっかりと慎重な取扱いが必要だとは理解しています。

○林健太委員長 個別の企業の課税情報について、今回の課税情報投稿に当たって、きっかけとなったA社との面談はいつ行われたのですか。

○泉証人 ですから、昨年12月の24日の金曜日に面談を行い、それに続いて2月の7日の月曜日に本社の役員の方にもお越しいただいて面談をしたという経緯です。

○林健太委員長 次に、明石市ホームページの市長ツイッター掲載について。泉市

長のツイッターは、明石市の公式アカウントですか。

○泉証人 公式アカウント、明石市長泉房穂としてのアカウントだと理解しています。

○林健太委員長 明石市のホームページに市長のツイッターが掲載されていたことは事実ですか。

○泉証人 すいません、正直知らないんですよ。市民や国民の知る権利から、いろんな情報発信したらいいという考えの持ち主ですけど、いわゆるホームページに私のツイートが見える状態であることは、正直、私の認識ではありませんでした。

○林健太委員長 以上で私からの尋問を終了し、これより各委員からの尋問に移りたいと思います。

それでは、千住委員からお願いいたします。

千住委員。

○千住啓介委員 それでは私の方から、尋問させていただきます。

まずは、市長ツイッターへの企業の課税情報掲載について、尋問をさせていただきます。課税情報をツイッターに投稿した意図について説明してください。

○泉証人 はい。そこは、2月の7日の面談の状況は、市民、国民にとっての知る権利からしても、行政の透明化からしても、一定程度伝えた方がいいという判断から、ツイートにて一連の経過を説明したという中の一部です。

○千住啓介委員 固定資産税、都市計画税、事業所税等も支払っている同社の法人市民税の金額だけを投稿した理由を説明してください。

○泉証人 それは、当該企業といくつか協議事項、水上バイクとか、他の平和祈念式典とか、様々な中の一つとして当該テーマがあったからです。

○千住啓介委員 次に行きます。

法人市民税の法人税割のゼロのところだけにマーカーを付けて投稿した理由を説明してください。

○泉証人 それは、ツイッターの文章と画像をより分かりやすくするために付けました。

○千住啓介委員 それは、法人税割がゼロ円であるということ、より多くの市民に知っていただきたかったということでしょうか。

○泉証人 当該企業については、私が市長に就任した直後も同様の状況があり、議論はしていました。それから11年経ちますが、今回も同様の状況でしたので、議論はしました。それは12月24日もそうですし、2月7日も協議というか、

意見交換しましたので、そのことについては、行政の透明性からしてツイートをすべきだという判断を、その時点ではしました。

○千住啓介委員 先ほども聞きました固定資産税と都市計画税、事業所税等も支払っているんですが、そこは載せずして、法人市民税のゼロ額のところだけ載せたという説明を、いま一度お願いできますか。

○泉証人 固定資産税は、払うのは当然です。法人割税については、私としては、どうして世界に冠たる大企業がゼロなのかというのは、かねてから疑問に思っておりましたので、それをお尋ねしましたけど、明確な回答もいただけなかったので、2月の7日に改めてお話をした経緯で、来年から払えそうですというお話でしたので、そういう経過も含めてそこをお伝えすべくツイートしたという経緯です。

○千住啓介委員 次にいきます。

ツイッター投稿には公益性があると判断し、投稿されたと発言されておりましたが、それは、広く市民にどのような利益をもたらすと考えたからですか。

○泉証人 政治への信頼です。ですから、ある意味ブラックボックス化した政治ではなくて、市長がどういった形で仕事をし、どういった形で政策判断しているかというのを広く市民、国民に知ってもらうのは、民主主義の根幹に値する大事なことだと思っています。

○千住啓介委員 公益性が認められれば、企業の個別の課税情報を公開しても構わないと判断した法律の根拠を明確に示してください。

○泉証人 憲法21条です。国民の知る権利、市民の知る権利は、大変重要であります。あとは憲法1条、民主主義の根幹であります。行政の透明化を図るのは、大変今の時代求められていると理解をしています。

結局は、バランスの問題で、企業のいわゆるプライバシーの問題と、市民、国民の知る権利とのバランスの問題ですから、判例なども、目的の公益性や態様の相当性をもって判断しているのであって、そういった個別事情に鑑み、総合的に判断すべきだと考えています。

○千住啓介委員 市民の知る権利が必要であるというふうな話でありましたが、であるのであれば、市民の知る権利のためには、個別のA社の課税情報を公開しても構わないというお考えでしょうか。

○泉証人 ツイートした時点の判断としては、一連の当該企業との協議内容について一定程度、市民、国民にお伝えした方が望ましいという観点からツイートしま

した。

もっともその後、様々な意見があるということを知りましたので、そういう観点からその後、削除した経緯です。

○千住啓介委員 次、投稿の削除に関しては、周りからの指摘があったのですか。

○泉証人 はい。千住議員がいろいろ言っているというふうに聞きました。

○千住啓介委員 ほかには、削除に関して他からは指摘があったのですか。

○泉証人 いや、千住議員が何かやろうとしているとしか聞いていないです。

○千住啓介委員 では、私以外に、市の職員さん等、他から指摘がなかったということですが……

○泉証人 すいません。

○千住啓介委員 そのほかにはなかったのですか。

○泉証人 すいません。兵庫県の方から、税務の担当の方に情報提供があったという事は、又聞きしました。

○千住啓介委員 では、私がいろいろやろうとしていると、指摘があろうと。私は指摘はしていませんが、指摘があろうと。兵庫県からの指摘があったということで、削除に至った理由は、何でしょうか。

○泉証人 そこは確かに、税務情報というのは、より慎重な取扱いを要するテーマであることはその通りで、その点、先ほどからお伝えしているように、当該企業との一連の協議内容についてお伝えしたらいいと、一旦ツイートの時点では判断をしましたが、他の水上バイクや、他の平和祈念式典や、様々なテーマと違って、やはり税務情報については慎重であるべきというふうに判断し直しまして、そこは削除した方が望ましいと判断しました。

○千住啓介委員 以上です。

○林健太委員長 次に、佐々木委員からお願いします。

佐々木委員。

○佐々木敏委員 私の方からも、市長ツイッターへの企業の課税情報掲載について、引き続きお尋ねをいたします。指摘があってから削除されるまでに時間が経過をしておりますけれども、すぐに削除されなかった理由について、説明をお願いいたします。

○泉証人 重複しますけれども、いわゆる課税、税務情報ですから、慎重な取扱いを要するというふうにはもちろん認識している立場ですが、当該企業との一連の経過をオープンにする方が、行政の透明化、国民、市民の知る権利の観点から優

先した判断でしたので、すぐには削除しませんでした。

○佐々木敏委員 一度SNSで発信された内容は、削除されても完全に消すのは難しいということは認識されておりますでしょうか。

○泉証人 もちろん、そういう種類の性質のものです。

○佐々木敏委員 市長は、今回のツイートを不適切だったと発言されておりますが、どのような点が不適切だったのでしょうか。

○泉証人 こういう100条委員会になっていますので、不適切だったと思います。

○佐々木敏委員 投稿する公益性よりも税情報を守る必要が高いと判断されたというふうに理解していいのでしょうか。

○泉証人 削除ですか。

○佐々木敏委員 はい。

○泉証人 削除については、率直に、そもそもは価値判断の問題で、税務情報は大変慎重な取扱いを要しますので、他の分野のテーマと違ってそこは削除したほうが望ましいと考え直して削除しました。

○佐々木敏委員 新聞報道では、市長は新聞社の取材に対して、形式的には条文違反だが、裁判となったときに有罪には至らないということと発言されているということが載っておりましたが、それはお間違いないですか。

○泉証人 それはもう一貫してお伝えさせていただいているように、地方税法22条に外形上は当たるような行為です。でも当該行為が、言葉は難しいですけど、構成要件的な部分に該当するからといって違法なわけではありませんので、違法性は別論点です。ですから、今回については、形式的に該当するように見えるけれども、目的の公益性、態様の相当性からして違法ではないというのは、一貫してお伝えしているという認識です。

○佐々木敏委員 形式的には条文違反であるとは、どの法律の、どの条文に違反しているのか、説明をお願いいたします。

○泉証人 それはもう、地方税法22条に書いているとおりですから、秘密たる情報をオープンにしたわけですから、外形的には、形式的には、当たるように見えるんだと思います。

○佐々木敏委員 処罰には値しないと判断された理由をご説明願います。

○泉証人 違法ではないからです。

○佐々木敏委員 処罰に値しなければ、税情報公開しても構わないと判断されたのですか。

○泉証人　そこは先ほどからお伝えしているように、違法かどうかというのと、妥当かどうかとは別のテーマですし、特に政治的、法律の問題と政治は別ですから、法律的に違法でなくても政治的に適切でないことはよくあります。現にこうやって100条委員会になっているわけですから、政治的には、私のツイートによって、こういった100条委員会の開催が続いている状況ですので、結果においても適切でなかったと理解しています。

○佐々木敏委員　私からは以上です。

○林健太委員長　次に、三好委員からお願いいたします。

三好委員。

○三好宏委員　では、私の方から尋問をさせていただきます。

税情報の取扱いについてというテーマで、税情報の取扱いには慎重を要することですが、課税情報に関する資料作成に当たっての決裁手続きはどのように行われましたか。

○泉証人　決裁は必要だと理解していません。

○三好宏委員　市長室の職員など、政策局の徴税吏員でない職員が個別の課税情報を取り扱うことについて、問題意識はありますか。

○泉証人　ちょっと質問の意味がわかりません。

○三好宏委員　もう一度言います。市長室の職員など、政策局の徴税吏員でない職員が個別の税情報を取り扱うことについて問題意識はありますか。

○泉証人　ごめんなさい、言っている意味が分かりません。

○三好宏委員　そうですか。

○泉証人　はい。

○三好宏委員　はい、分かりました。

個別の課税情報をメールでやりとりすることのリスクについて、認識はされていますか。

○泉証人　言っている意味が分かりませんけど。

○三好宏委員　あのね、これ政策局の係長の方が市民税課の課長に、税情報を市長の指示によって依頼をされたということで、その情報はメールで送られたということになっていますが、それはご認識はないんですか。

○泉証人　私の認識は、繰り返しになりますが、12月24日、金曜日に当該企業の方とお会いするので、当該企業に関する様々な情報を市長室のほうに取り寄せてくれと依頼した認識です。その様々な情報の中には、水上バイクに関するもの

であるとか、工場緑地であるとか、いろいろなものが含まれております。その中の一つとして、当該企業の、今回の資料も入っていたという認識で、それを今回の資料をもらったのは、翌日の12月21日の火曜日だという形で記憶しておりますが、こういった形で私のところに来たか、私は、特に知りません。

○三好宏委員　実際にメールでやりとりがあったってということですが、それに関して問題意識ってというのは、市長としてはお持ちでないか。

○泉証人　市長としては、庁内の情報について様々な形で問い合わせをして、それこそ待機児童の問題であろうが、何であろうが、当該部署に確認を取って資料を手元に取り寄せることを日常的にやっておりますので、その同じような一環だと理解しています。

○三好宏委員　戻りますが、税情報の取扱いには慎重を要するということが、先ほどの待機児童の話とは、また意味合いが違うんじゃないかなとは思いますが、その辺はどうですか。

○泉証人　でも市役所の内部的なテーマと、それがいわゆる市役所外の一般の、公になるってというのは場面が違いますので、市役所内部において様々な協議や政策判断の必要性から情報を共有化するのは当然のことであって、それ自体、何の問題もないと思います。

○三好宏委員　では、政策局の徴税吏員でない職員がその税情報を見ても問題はなかったということなんですか。

○泉証人　見ることにそのものに何の問題もありません。

○三好宏委員　次にいきます。

議員が公文書公開請求により法人の課税額に関する資料の請求を行った際は、地方税法の規定により公にすることができない情報であるとして、法人の税額を公開しないと決定されました。この判断は、今回ツイッターで公開した情報の取扱いとは矛盾しませんか。

○泉証人　全く矛盾しません。場面が違います。

○三好宏委員　情報公開請求では、情報が公になることにより、市が特定の目的で当該法人の税額を調査しているとして、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは、当該法人に不利益を及ぼすおそれがあるとして、法人の名称は非公開とされました。ツイッターでは、企業名も明らかにされていますが、そのことによって、市民や当該法人にどのような影響があったと認識されていますか。

○泉証人　もう一度お願いします。

○三好宏委員 はい。要は、情報公開請求では、情報が公になることにより、市が特定の目的で当該法人の税額を調査しているとして、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは当該法人に不利益を及ぼすおそれがあるとして、法人の名称は非公開とされました。ツイートでは企業名も明らかにされていますが、そのことによって市民や当該法人にどのような影響があったか認識されていますか。

○泉証人 まず、前提として、いわゆる情報公開は、条例に基づく一律的な対応としてのいわゆる対応ですから、その場面と、地方税法22条にあるけれども個別に、総合的、全体的に判断をして当該ツイートをしたのは、もう全く場面が違いますから、それを比べること自体が不合理です。全く違う場面を同じかのように言うこと自体が、前提が違ふと理解します。

○三好宏委員 では、そこには矛盾がないという判断ですね。

○泉証人 全くないです。

○三好宏委員 はい、分かりました。

今回のツイートについては、不適切なので反省して削除したとの発言がありましたが、影響があった市民や当該企業への謝罪はされましたか。

○泉証人 当該企業とは、2月の7日にお会いして、継続してお会いしたいと思っておりますが、その後、今のような経過になっておりますので、直接、私の方からはコンタクトは取っておりません。先方からも特にご連絡もいただけていない状況が続いております。先方のご意思、当該企業のご意思を確認してからかなと思っております。

○三好宏委員 市民に対して不安であったり、心配であったりっていうことを、おかけしたっていうふうには思われていますか。

○泉証人 こういう100条委員会になって、マスコミにも報道されていますので、市民には申し訳ない気持ちです。

○三好宏委員 企業に対してお詫びっていうことは考えていらっしゃるんですか。

○泉証人 そこは、当該企業がどのようにご認識されているかが大きいと思うんです。2月7日も大変良好な協議になりまして、今後、包括協定を締結しましょうとか、いいですねという話ですから、当該企業と対立しているわけでもありませんので、当該企業が今回の、本件のことをどのように認識しているかは、ちょっと私は存じ上げないので、そこを確認してからかと思えます。

○三好宏委員 再度聞きますが、不適切なので反省して削除をしたということですが、謝罪はツイッターでも一切されていないですね。

○泉証人 繰り返しになりますけど、不適切で、判断として削除しましたので、その点、反省もしております。そういうことです。

あとは、当該企業とその後連絡させていただいていないのと、連絡をいただいているので、当該企業がどのようなご認識かがまだ不明ですので、そこを踏まえて対応することになるというふうに認識しています。

○三好宏委員 はい、分かりました。

以上です。

○林健太委員長 次に、大西委員からお願いします。

大西委員。

○大西洋紀委員 私の方からは、個別企業さん、A社の課税情報についてお伺いします。何度か面談されたということでございますが、面談での話し合いの内容について、簡潔に、覚えている限り項目を挙げていただけますか。

○泉証人 そうですね。順不同ですけど、水上バイク、関係深いですので、一緒に水上バイク問題啓発やりましょうと言って、意気投合して、やりましょうということになりました。

それから、市長への意見箱に、当該企業の従業員が通勤の際に地域に、地域からするとちょっと欲しいことがあって、そのあたりも話をして対応を求め、ご了解を得ました。あとは、平和祈念式典にご一緒しましょうという話も意気投合しました。

それから、工場緑地については、パーセントは、5%じゃなくて10%でもいいというお話もいただきましたし、環境や地域社会への配慮は当然ですというふうに、先方の役員からもお話をいただいて、ある意味、一致したと認識をしておるところであって、非常に前向きな話ができたと理解しています。

○大西洋紀委員 それでは、その面談時に当該企業、A社の課税情報を必要とした理由についてご説明いただきたいんですが。

○泉証人 そこは、もう既にお伝えしていますが、私が市長に就任した2011年、もう11年前ですが、その時に当該企業のほうに、大変、明石市内で最大企業ですから、ご挨拶と申しますか、行かせていただいた時に、その時も資料を入手して話をしました。その時もゼロだったので、どうしてゼロなのかということは、もう11年前、市長就任直後にも協議というか、話をしております。今回も、それ以降どうなったかということもあったので確認をしたら、やはりゼロだったということで、どうしてゼロなんだという思いは正直ありましたので、それを確認

すべく、12月24日に確認をしましたが、神戸市で払っているからと言われたので、私は神戸市で払っていて明石で払っていないのはおかしいじゃないかと思ったので、これではちが明かんのので、本社の役員の方と話をしたいと言いました。

○大西洋紀委員　　今、課税の話なんですけども、納めていただいていないことに対して、それを理由に何らかのお願いとか、そういうようなお話をされましたか。税額がゼロであるということ。

○泉証人　　それは、明石市長としては、多くの市民の皆さんも汗水垂らして大変な中、税金を納めていただいていますから、企業についても、すべからず支払うべき税金を払っていただきたいとは、常日頃から、それを思い続けています。今回もそうです。ただ、もっとも、様々な節税対策がありますから、いろんな状況の中でゼロになることはあり得ますので、別にそれを違法と言っているつもりはありません。ただ、明石市長としては、大企業には、ぜひ、明石市に税金の面でも貢献いただきたいと願っている立場です。

○大西洋紀委員　　冒頭の質問で、いろんな項目を御議論されたという話なんですけど、工場内緑地の議論において、A社さんの課税額を出す必要があったと思われませんか。

○泉証人　　工場緑地の問題で出したのではなくて、様々な当該企業との協議のテーマの一つであったのであって、確認すべき事項として、資料を手元に持っていたのであって、別に工場緑地も水上バイクも平和祈念式典も、それぞれのテーマごとにあったという認識です。

工場緑地は、繰り返しお伝えしますが、その時は意気投合して、一致しているわけですから、別に対立はしておりません。

○大西洋紀委員　　それでは、市長は政策判断に際し、課税情報を活用することは、このA社もそうなんですけど、他の企業さんに対しても、活用することは、過去です。まず、過去によくあった話でしょうか。

○泉証人　　よくあったほど、よくもあれですけど、大きな判断としては、いわゆる企業誘致をして、企業にお越しいただいたほうが明石の財政上ありがたいのか、むしろ住宅地として多くの市民にお住まいいただいたほうが財政上いいのかっていうあたりは、大きな判断ですので、そのあたりは問題意識を持ちながら、実質的には、企業が来たからお金が楽になるわけではなくて、むしろより多くの市民に住んでいただいたほうが、明石市としては財政上もいいというふうなことも、

やっぱり資料として確認などしてきている経過の一部です。

○大西洋紀委員　　ということは、今後も似たような、こういうなんて言うんですか、手法というんですか、課税情報を活用される可能性もあるということですか。

○泉証人　　ですから、政策判断として内部的な情報をしっかりと確認をした上で、明石市のまちづくりの方向性を決めていくのは当然だと思います。今回のテーマは、それを私がツイートしてしまったので、そこは何度もお伝えしていますが、不適切であるが故に削除をしているわけですから、ここは論点、別の論点なので、内部的に情報を活用するのは当然やり続けますが、ツイートにつきましては、より慎重を期していきたいと考えております。

○大西洋紀委員　　そうしますと、今回ゼロということで、このツイートにも書き込まれたわけなんですけど、納税額の多い、少ないによって、先ほどから言っておりますけども、市長の政策判断が変わることというのは、多々あることでしょうか。

○泉証人　　多々あるかと言われるとどうかと思いますが、やはり政策判断には影響があると思います。例えば、これも一般論で言いますが、明石市に大企業がいてくれたら明石市は税金たくさんもらっていいねってよく言われたりしますが、事実そうかどうかは、それは判断が違ってくる話ですから、大企業はいても、税金をあまり払ってもらっていなかったら、大企業の誘致とか、大企業に対する対応についても、それは違ってきて当然だと思います。

○大西洋紀委員　　結構です。

○林健太委員長　　次に、林委員からお願いします。

林委員。

○林丸美委員　　私のほうからは、明石市ホームページの市長のツイッターのリンク掲載についてお聞きしたいと思います。市長のツイッターは、明石市ホームページのどこのページに掲載されていたか認識されていますか。

○泉証人　　全く認識ないんで、見たことないです。

○林丸美委員　　明石市ホームページに、「ようこそ市長室へ」というページがあるかと思いますが、そのページには、市長のツイッター以外にどのような情報が掲載されているか、ご認識ありますか。

○泉証人　　おそらく、私がした講演とか、取材とかなども載っているのではないかと考えています。あと、交際費とかも載せているのかなという認識ですが、すいません、あまりその当該ページを見ないので、すいません。

- 林丸美委員 明石市のホームページが元々あって、そこに市長のツイッターのリンクが貼られたのは途中の話だと思うんですけども、そのツイッターのリンクが掲載されたのはいつだったかっていうのは、ご存知でしょうか。
- 泉証人 いや覚えていないですけど、おそらく私がツイッターを始めたのが去年の12月21日、これは日にちをよく覚えています。その時に、ツイッターだけをするのか、ほかもどうするのかということを確認したことは覚えていますので、私としては、繰り返しになりますけど、市民に対してしっかり情報公開をして、オープンな政治行政をとという考えなので、市長としての考えや政策の状況もお伝えしたほうがいいという判断でしたので、おそらく聞かれば、それは発信したらとは言えると思いますので、おそらくその流れの中でホームページにもリンクが貼られたと理解しています。
- 林丸美委員 明確な時期ってというのは、ちょっと分からないということですか。
- 泉証人 分からないです、はい。すみません、分からないです。
- 林丸美委員 先ほど市長がお答えになった内容と重複するんですけども、ホームページへの掲載の意図という部分では、より市民にオープンにということところがメインだったということですか。
- 泉証人 おっしゃるとおりです。
- 林丸美委員 そうでしたら、市長のツイッターでの発言は、明石市としての公式の見解だと考えて発信されていますか。
- 泉証人 明石市は、私の理解は、明石市の広報のほうが、かねてから発信をしておりますので、明石市としては明石市広報だろうと思います。私の場合には、明石市長泉房穂っていう形ですから、いわゆる両面が入ってしまいますので、それこそ、お昼御飯のツイートなんかもしておりますので、人柄も含めた発信という意味ではあれですけど、そこは両面が入っていると思います。
- 林丸美委員 ご自身のツイッター、すごく発信力が、フォロワー数もすごく多いので発信力があると思いますけれども、その発言が市民に与える影響をどのように認識されていますか。
- 泉証人 そうですね。私も去年の12月21日に始めたばかりで、自分のしていることは、本当に140字以内で文章を打って、たまに写真を付けて、添付してツイートする作業ですから、フォロワー数が多い、少ないというのは、私からするとリアリティをあまり感じにくいんですけど、ただその後、いろんな形で、国会での質問に繋がったり、いろんな形の動きに繋がっていますので、やっぱり影

響力の大きさ、やっぱり明石でやっていることを国の制度にしていくには、非常にツイッターというのは有力だなあと認識しています。

○林丸美委員　市民や国民、日本国全体に影響が、ご自身の発言があるという認識でよろしいですか。

○泉証人　それはもちろん、発信をしていますので、それも一つの目的として、明石市の政策を全国に広げたいという思いを持っていますので、そういった効果は期待しています。

○林丸美委員　逆にマイナスの影響というのはありましたか。

○泉証人　マイナス、まさに今回がそうでありまして、それだけ発信力があるツイートの、より慎重を期すべき税務情報を上げたわけですから、その点については、私自身もその後削除して反省もしておりますし、今後は、やっぱりツイートの内容については、より慎重な対応をしていくべきだと、その点は反省しています。

○林丸美委員　市長のツイッターの内容の中では、個人的な、先ほどのお昼御飯のメニューだとか、あと政治的な発言もされています。選挙に関わる内容であったりとか、発言されていますが、それが明石市のホームページから見られるようになっている状態であったこと、これについて、妥当性についてですとか、情報発信の公平性という観点から、市長ご自身、または、周囲の方々と検討をされましたか。

○泉証人　いいえ。

○林丸美委員　ツイッター以外に、フェイスブックの掲載や市長の後援会のホームページへのリンクも設定されていたことは事実でしょうか。

○泉証人　私、実はSNSあんまり詳しくなくて、私としては、昨年12月21日にツイッターを始めて、日々発信している状況で、周りの方々が、それをリンクを貼ったりしていただいているのかなという認識で、私が特に意識して指示したという認識はないです。

○林丸美委員　市長室のほうで、「ようこそ市長室へ」のホームページに掲載する内容について協議があったかと思うんですが、そこではフェイスブックの掲載、市長後援会のホームページのリンクってというのは議論されませんでしたか。

○泉証人　議論というような認識は、ほとんどないんですけど、ただ察するに、それは、できるだけより多くの情報を市民に伝えたいという考えの持ち主ですから、聞かれれば、どうしましょうかと聞かれたら、発信したらというふうには答えると思いますので、今となっては多分、もし聞かれていたんであれば、だっ

たらいよいよ発信するというふうに答えるとは思いますが。

○林丸美委員　それでは、明石市のホームページから市長のツイッターのリンクを削除されたのはいつかご存知でしょうか。

○泉証人　それも、議会のほうが、議会の一部がそのことを話題にして、また市長を追及しようとしていますって聞いたので、またトラブルになるのは嫌やなと思って、やめたらって言いました。

○林丸美委員　もう載せるのをやめたらということですか。

○泉証人　私もあんまり認識がなかったんですけど、そのことを取り上げて、市長を追及する方々がいますっていう話が入ったので、また市政を混乱させたくないもので、だったらやめといたらと言いました。

○林丸美委員　削除する理由としては、そういった経緯があったということですね。

○泉証人　はい。

○林丸美委員　それのみですか。

○泉証人　私、正直、リンクを貼っていることも、正直、認識がほとんどなかったので、リンク貼っていたんだというぐらいでした。そのリンクを貼っていることが何か問題だと言っている議員がいるってことだったんで、それが問題だという議員がいるんだったら、やめといたらという話です。

○林丸美委員　分かりました。

以上です。

○林健太委員長　次に、梅田副委員長からお願いいたします。

梅田副委員長。

○梅田副委員長　それでは私の方から、市の組織運営について、何点かお聞きしたいと思います。今回のツイッターへの投稿について、投稿した時点で税務室の関係者も知ったと。先ほど市長からもありましたが、県からも、市長のツイッターに税情報が掲載されているという連絡があったと、市長、先ほどおっしゃいましたが、その後、市の幹部職員にも報告が行っていると思いますが、幹部職員から本件のツイッターについて市長に進言はありましたか。

○泉証人　ありません。

○梅田副委員長　進言はない。

○泉証人　ないです。

○梅田副委員長　次に、今回のツイッターの投稿について、12名の弁護士職員が常駐しておりますが、この弁護士職員からの進言はありましたか。

- 泉証人　いえ、ありません。
- 梅田副委員長　ありません。
- 泉証人　はい。
- 梅田副委員長　法的な問題についての解釈は見解が別れることも想定されるのですが、ご自分の判断が、税務に関わる徴税吏員としてもありますので、徴税吏員からの見解とか、弁護士職員の見解について、市長の方からお聞きしたことがありますか。
- 泉証人　いえ、ありません。
- 梅田副委員長　ない。
- 泉証人　はい。
- 梅田副委員長　今回の事案で市職員の判断を必要としなかったとした理由について、お述べください。
- 泉証人　ツイートは、明石市長泉房穂として、私の責任において発信しているわけですから、私の判断で発信しています。それに尽きると思います。
- 梅田副委員長　市長自らの判断。
- 泉証人　そうです。
- 梅田副委員長　次に、市の地方自治体としての組織運営は、今回の事案を考えたときに、健全に機能していたとお考えですか。
- 泉証人　ええ、当然、健全に機能しています。今の明石市は大変好循環で、まちとしては大変良い状況だと理解しています。
- 梅田副委員長　今回の市長ツイッターへの投稿を見ますと、行政の長としての行政組織運営というよりは、市長の判断が全て優先している、先ほど答弁いただいたとおりであります。この市長の判断が全てに優先するという現状については問題はないとお考えですか。
- 泉証人　問題ありません。
- 梅田副委員長　本件について市長の人事権の及ばない客観的な立場から、市長の行政の長としての在り方について、意見、見解を求める第三者委員会を設置するという考えはなかったですか。
- 泉証人　必要性を感じません。
- 梅田副委員長　第三者委員会を設置する権限というのは市長にありますか。
- 泉証人　そもそも、今回のテーマで第三者委員会は無関係です。
- 梅田副委員長　必要ない。

○泉証人 全然、必要ないです。

○梅田副委員長 これからも、こういう100条委員会等が取られておりますけれども、これからも、この事案について第三者委員会を設置するおつもりはないということですね。

○泉証人 ありません。

○梅田副委員長 分かりました。

以上です。

○林健太委員長 以上で各委員からの尋問は終わりましたが、この際、確認しておきたい事項がある委員はおられますか。

以上で泉証人への尋問を終了いたします。

泉証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

お疲れさまでした。

午前10時53分 休憩

午後1時 再開

○林健太委員長 地方税法上の守秘義務調査特別委員会を再開いたします。

当委員会では、調査事項にかかる事実関係を明らかにするため、これまで3回にわたり、税務、広報、市長秘書業務等を担当する市の幹部職員や、元副市長、並びに市長の合計7人の証人から証言を得てまいりました。

今回は、これらの証言から得られた事実をもとに、調査結果の取りまとめを行っていきたくと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

委員各位におかれましては、これまでの調査内容を検証のうえ、次回の委員会にて、とりまとめの方向性等についてご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回は、6月8日午後1時から開会いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

午後 1 時 1 分 閉会

以上は、本委員会の記録であることを証するため、明石市議会委員会条例第20条の規定により押印する。

地方税法上の守秘義務調査特別委員会
委員長 林 健 太